

〔注〕平成13年6月から改正経過を注記した。

**改正**

平成7年3月23日条例第12号

平成10年3月23日条例第12号

平成13年6月21日条例第26号

平成24年3月22日条例第22号

平成26年3月25日条例第34号

平成30年2月23日条例第5号

平成31年3月20日条例第12号

新潟県柏崎市立教育センター設置条例

(設置)

**第1条** 本市における学校教育の充実及び振興を図るため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定に基づき、柏崎市立教育センター（以下「教育センター」という。）を柏崎市学校町1番88号に設置する。

一部改正〔平成13年条例26号・24年22号・31年12号〕

(事業)

**第2条** 教育センターは、前条に規定する目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 教育に関する専門的、技術的事項の研究及び調査に関すること。
- (2) 教育関係職員の研修に関すること。
- (3) 教材、教具その他教育に関する資料の収集及び提供に関すること。
- (4) 前3号に掲げる事業のほか、教育の振興に関し必要な事業に関すること。

一部改正〔平成13年条例26号・30年5号〕

(職員)

**第3条** 教育センターに所長その他必要な職員を置く。

一部改正〔平成13年条例26号〕

(運営委員会)

**第4条** 教育センターの事業を円滑に運営するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づく教育委員会の附属機関として柏崎市立教育センター運営委員会（以下「運

営委員会」という。)を置く。

2 運営委員会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項について協議・検討し、その結果を答申するものとする。

(1) 教育センターの運営に関すること。

(2) 教育センターの事業計画に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育センターの運営等に関して必要な事項

3 運営委員会は、15人以内の委員をもって組織し、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱又は任命する。

(1) 学識経験者

(2) 関係行政機関の職員

(3) 小・中学校の教員

(4) 関係団体の役員

(5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者

4 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

追加〔平成26年条例34号〕

(委任)

**第5条** この条例で定めるもののほか必要な事項は、教育委員会規則で定める。

一部改正〔平成26年条例34号〕

## 附 則

1 この条例は、昭和64年4月1日から施行する。

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 新潟県柏崎市立科学技術教育センター設置条例（昭和40年条例第25号）

(2) 新潟県柏崎市立視聴覚ライブラリー設置条例（昭和45年条例第10号）

(3) 新潟県柏崎市青少年健全育成センター設置条例（昭和52年条例第16号）

附 則（平成7年3月23日条例第12号）

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成10年3月23日条例第12号）

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

**附 則**（平成13年 6 月21日条例第26号）

この条例は、平成13年 9 月 1 日から施行する。

**附 則**（平成24年 3 月22日条例第22号）

この条例は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**（平成26年 3 月25日条例第34号）

（施行期日）

1 この条例は、平成26年 6 月 1 日から施行する。

（特別職の職員で非常勤のもの報酬、費用弁償及び実費弁償に関する条例の一部改正）

2 新潟県柏崎市特別職の職員で非常勤のもの報酬、費用弁償及び実費弁償に関する条例（昭和31年条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表 1 青少年問題協議会委員の項の次に次のように加える。

教育センター運営委員会委員	1 日につき	6,400円	〃
---------------	--------	--------	---

**附 則**（平成30年 2 月23日条例第 5 号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**（平成31年 3 月20日条例第12号）

この条例は、平成31年 4 月 1 日から施行する。